

開浄水場原水のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの値が現在の状況ならば、エアレーション設備が故障なく稼働できる間、水質基準に適合した水道水の供給は可能ですが、施設の老朽化に伴う故障が発生した場合、基準に適合した水道水の供給ができなくなるため、他からの供給に切り替える必要があります。この事については裁判でも主張しているとおります。

- (2) 原水に「人の健康の保護に関する環境基準」を超えた物質が含まれていることは、水道部の休止の理由であり、その判断根拠については、裁判において主張していることで、水道部の考えに変わりはありません。
- (3) 横島浄水場の休止理由は、平成19年8月5日の第1回地元説明会にお渡しした資料（甲第4号証）で説明したとおります。
- (4) 事業に関する方針は個々の事業体が実情に合わせ独自に決定するもので、他の事業体にどのような方針があるかは、把握していません。
- (5) 「宇治市第4次総合計画」には、水資源の確保について「将来の水需要に対応するため、京都府営水道からの受水を図るとともに、自己水源の確保に努めます。」とあり、水源の確保は自己水の確保に限定せず、府営水の確保も図っております。自己水の確保に関することは地域的なことを十分考慮しながら、検討してまいりますので、宇治市の総合計画の変更になりません。

質問2

- (1) (2) 平成18年度の予算では神明浄水場の運転に関する予算は計上されており、19年3月の神明浄水場のポンプ故障の際には、安定した水道水の供給を続けるため神明浄水場の運転を継続する必要性にあり「緊急案件」として適正な手続きの下、ポンプ交換を行ったものです。
現在、開浄水場は休止決定の議会議決の下、運転に関する予算は計上されておりません。予算の裏づけのない施設に関する設備に新たな投資を行うことはできず、開浄水場のポンプの交換は通常のメンテナンス範囲を超えた業務となります。
- (3) 安定した水道水の供給のため、年数経過に伴い取替えが見込まれるポンプを事前に購入し、故障に備えることは通常行っていることであり、緊急時に規格が同じなら購入名目と違う場所に設置することもあることです。神明浄水場のポンプ交換は、正当な手続きのもと行われ、現在に至っているものであります。